

第40回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

1. 事業報告の以下の事項
 - (1) 主要な事業内容
 - (2) 主要な事業所
 - (3) 主要な借入先の状況
 - (4) 新株予約権等の状況
 - (5) 会計監査人の状況
 - (6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
2. 連結計算書類の以下の事項
 - (1) 連結株主資本等変動計算書
 - (2) 連結注記表
3. 計算書類の以下の事項
 - (1) 株主資本等変動計算書
 - (2) 個別注記表

第40期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

株 式 会 社 魚 力

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様
に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたしま
す。

1. 事業報告

(1) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
小売事業	鮮魚（冷凍品、加工品、塩干魚、鮮魚惣菜等含む）、寿司の小売販売
飲食事業	寿司飲食店、海鮮居酒屋の経営
卸売事業	国内外食品スーパー、飲食店、食品メーカー等への魚介類卸売

(2) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

イ. 本社 東京都立川市曙町二丁目8番3号
 ロ. 店舗 総数92店舗

東 43	京 都 都 店 舗	立川ルミネ店、小岩店、吉祥寺店、三鷹店、あきる野店、亀有店、高島平店、目黒店、□北千住店、○昭島モリタウン店、○立川南口店、◎花小金井店、池袋店、蒲田東館店、◎大手町店、□東京駅店、東京ソラマチ店、八王子店、魚力市場昭島店、東小金井店、□武蔵小金井店、立川立飛店、□上野店、二子玉川店、□かげん池袋店、◎築地魚力八王子店、北千住ルミネ店、グランデュオ立川店、武蔵村山店、亀戸店、◎魚力鮭立川店、渋谷東急フードショー店、●Bluefin竹芝店、光が丘店、○海鮮魚力光が丘店、○海鮮魚力池袋店、田無店、◎魚力寿司池袋店、◎魚力鮭東京ソラマチ店、府中店、□かげん渋谷店、□品川店、※蒲田西館店
埼 20	玉 店 県 舗	大宮店、草加店、新越谷店、所沢山口店、飯能店、川越店、西川口店、上尾店、浦和店、魚力市場浦和店、久喜店、北本店、所沢店、◎築地魚力浦和店、大宮ルミネ1店、川口店、◎魚力食堂川口店、※戸田店、※魚力市場川口店、※大和田店
千 8	葉 店 県 舗	稲毛店、新浦安店、検見川浜店、本八幡店、千葉店、松戸店、船橋店、※稲毛海岸店
神 16	奈 川 店 県 舗	小田原店、川崎店、久里浜店、青葉台店、横浜店、二俣川店、武蔵新城店、あざみ野店、武蔵小杉店、たまプラーザ店、□溝口店、座間店、◎魚力食堂小田原店、魚力市場野毛店、魚力市場鷺沼店、※□新横浜店
山 2	梨 店 県 舗	甲府店、甲斐竜王店
愛 3	知 店 県 舗	名古屋名鉄店、納屋橋店、豊川店

- (注) 1. ※は当事業年度中に開店した店舗であります。
 2. □は寿司の専門小売店であります。
 3. ◎は寿司飲食店であります。
 4. ○は海鮮居酒屋であります。
 5. ●はシーフードレストランであります。

② 子会社

魚力商事株式会社	東京都立川市
Uoriki America Inc.	アメリカ合衆国
Uoriki Seafoods, LLC	アメリカ合衆国
日本フィッシャリーサポート株式会社	青森県西津軽郡深浦町

(3) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 ひびき監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、監査役全員の同意を得たうえで、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人ひびき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 2015年4月24日）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び定款を遵守し、コンプライアンスの推進に関しては取締役・従業員がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ職務執行にあたるよう会議及び研修等を通じて指導する。

「魚力行動規範」を定め、これをコンプライアンス体制の基盤とするとともに、この規範に則り社会的責任を果たす。

また、重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに管理本部に情報が集約され、経営会議に対して報告がなされ適切に対応する。

また、法令、社内規程並びに「魚力行動規範」を逸脱した行為の内部通報制度として「内部通報制度運用規程」を制定し、社内外から広く情報を集め、不正行為について適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、意思決定に関しての情報の保存及び管理は、文書の作成、保存及び廃棄を定めた「文書保存規程」により行う。また、情報の管理については「情報管理規程」により対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制としては、その基本的枠組みとして、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する管理と事故発生時の対応等について定めている。

具体的には、法的規制等については、各事業部門がそれぞれの部門に関するリスク管理を行い、各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。

個人情報保護法に関しては、「個人情報管理規程」に基づき経営企画室及び管理本部が中心となって対応する。

商品に関しては、品質管理担当部門が当社販売商品の安全性確保、品質向上について定期的に点検、見直しを行うものとする。

更に、毎月1回開催する取締役と労働組合との「労使協議会」や、各部門の責任者及び労働組合参加のもと定期的に開催する「安全衛生委員会」にて、労働環境の改善や労働安全に取り組む。

また、不測の事態が発生した場合に備え「緊急事態対策規程」を定め、その事態の大きさにより緊急事態対策本部を設置し、迅速な状況把握と適切な対応、並びに被害を最小限に食い止める体制を作るとともに、事業継続が可能な体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な決定事項については、原則として毎月1回開催する定時取締役会において決定する他、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行う。

また、会社の業務執行にあたっては、取締役会の決議により各取締役へ業務委嘱を行う。

業務の運営については、事業環境を踏まえ年度予算を立案し全社的な目標を設定する。各部門においてはその目標に向け具体策を立案し実行する。その実行状況については、原則として毎月2回開催する経営会議において随時報告を行い、対応を必要とする重要な事項に関しては、慎重かつ迅速に対策の意思決定を行う。

⑤ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、業務効率、コンプライアンス等全てについてグループとしての管理体制とし、その経営理念、政策方針を子会社にまで周知し、これに基づき会社ごとに具体的施策を策定させる他、子会社の内部統制の構築について支援・指導する。

子会社の業務執行に関しては「関係会社管理規程」に基づき管理し、子会社はその執行状況について定期的に当社へ報告するものとする。なお、子会社の財産並びに損益に多大な影響を及ぼす重要案件については、事前に当社の承認を得るものとする。

また、子会社の業務の状況については、内部監査室が定期的に監査を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、当社の規模から監査役の職務を補助すべき従業員は当面置かないが、必要に応じて内部監査室及び関連する部門のスタッフが監査役から調査の委嘱を受け、監査役の補助を行うものとする。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会に、常勤監査役は経営会議をはじめその他重要な意思決定会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項の報告を受けるものとする。そのため取締役及び従業員は、重要な会議開催の日程を監査役に連絡し出席を依頼するものとする。

各取締役は、取締役会にて四半期に1回、業務委嘱事項に係る執行状況についての報告を行う。また、取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、取締役・従業員による違法または不正な行為を発見したとき、その他、監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

なお、従業員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な扱いを禁止する。

事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、定期的または不定期に担当する部門のリスク管理体制について報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、また、内部監査室との連携を図り適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れるようにする。

なお、監査役は、当社の会計監査人であるひびき監査法人からの会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなど連携を図れるようにする。

また、企業の不祥事が発生した場合については、その原因追及、損害の拡大防止、早期収束、再発防止などを図るため、監査役は必要に応じて取締役に調査委員会の設置を求める。また、調査委員会の独立性・中立性・透明性を確保する必要がある場合、監査役は監査役会における協議を経て、取締役に対して外部の独立した弁護士等を構成員とする第三者委員会の設置を勧告、あるいは必要に応じて立ち上げる。

⑨ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

また、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

代表取締役社長は、当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法をはじめとする関連法令に基づき、財務報告に係る内部統制を構築するとともに、その維持・改善に努める。

また、事業年度ごとに金融商品取引法に基づく内部統制報告書としてとりまとめ、取締役会に報告する。

内部監査室は、内部監査活動の一環として財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、代表取締役社長に報告する。

また、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況に是正・改善の必要がある場合については、関連部署は速やかに対策を講じる。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引関係を含め決して関わりを持たない。

また、不当な要求に対しては、対応を管轄する部署を管理本部と定め、警察・弁護士等外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・企業理念や行動規範を踏まえ、毎年「経営目標」を設定し年度の会社方針を定め、3月に政策発表会を開催し、翌年度の方針として社長より説明しております。
- ・取締役及び従業員の行動指針である「魚力行動規範」については、新入社員研修など集合教育にて周知徹底を図っております。
- ・内部通報制度として「内部通報制度運用規程」を制定しております。当期6件の通報があり、いずれについても必要な対応を行っております。
- ・内部監査室による業務監査により、当社及び子会社の業務執行状況の確認を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会の議事録をはじめ、重要文書の保存、管理などについては「文書保存規程」に基づき管理本部にて適切に管理しております。
- ・取締役会の議案書、添付資料及び議事録は、セキュリティの確保がされた場所で適切に保管しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の事業等のリスクとして一番重要であると認識している「食の安全性」については、食品衛生法に適合した営業施設を準備し、同法の許可のもとで、魚介類、寿司を中心に販売する小売店及び飲食店を営業しております。販売する商品に関しては、品質管理担当部門が定期的に、安全性確保、品質向上のための点検を行っております。
- ・労働環境に関するリスクについては、毎月1回開催する取締役と労働組合との「労使協議会」や、各部門の責任者及び労働組合参加のもと定期的に開催する「安全衛生委員会」にて、労働環境の改善や労働安全について建設的な討議を行っております。
- ・また、不測の事態に備え制定している「緊急事態対策規程」の「緊急事態通報先一覧表」は迅速な情報伝達を可能とするべく、組織改定に合わせ随時変更しております。
- ・また、防災対策の一環として、一部店舗には防火管理者を配置するとともに、本社では年1回防災総合訓練を実施しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会を毎月1回(5月は2回)開催するとともに、迅速な決議を必要とする案件について臨時取締役会を開催することとしております。
 - ・取締役会の決議により業務委嘱を受けた取締役は、原則月2回の諮問会議を開催し、業務執行の意思決定を行っております。
 - ・事業年度の予算については、3月の取締役会にて翌期の予算案を決議し、その執行状況については、毎月経営会議にて子会社を含め報告を行っております。
- ⑤ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の代表取締役は、四半期に1回当社の取締役会にて業務執行状況を報告しております。
 - ・子会社の財産並びに損益に多大な影響を及ぼす重要案件については、事前に当社の承認を得ております。
 - ・子会社の業務の状況については、当社の内部監査室が定期的に監査を行っております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役の業務においては、必要に応じて内部監査室及び経営企画室が、監査役の補助を行っております。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・監査役3名は毎月定例の取締役会に出席しております。
 - ・常勤監査役は原則月2回開催される経営会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項の報告を受けております。
 - ・会議の事務局である経営企画室は、重要な会議開催の日程を監査役に予め連絡し出席を依頼するとともに、取締役会、経営会議については事前に上程議案について通知しています。
 - ・各取締役は、取締役会にて四半期に1回、業務委嘱事項に係る執行状況についての報告を行っております。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役社長との定期的会合を四半期に1回実施しています。
 - ・内部監査室との連携を図るため、随時ミーティングを開催しております。
 - ・また、監査役は、当社の会計監査人であるひびき監査法人と内部監査室との連携を図るため、3回の「三様監査連携会」を実施しております。
 - ・監査役が会計監査内容について説明を受けるため、年1回監査報告会を開催するとともに、随時ミーティングを行い連携を図っております。
- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに所定の手続きにより当該費用を支払っております。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
- ・毎年、6月度の取締役会にて、当該年度の「財務報告に係る内部統制構築の基本的計画及び方針」並びに「対象となる評価範囲の選定」について決議しております。
 - ・また、6月に前期の内部統制報告書を取りまとめ、有価証券報告書とともに提出しております。
 - ・内部監査室は、内部監査活動の一環として財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、その結果を毎年6月に代表取締役社長に報告しております。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容
- ・当社は、取引先との契約に関し、反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込んだ上で締結しています。
 - ・当社では、新規取引先との契約の際、事前にインターネット検索や日経テレコン21を活用して審査対象の情報を収集しております。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,563,620	1,469,762	13,589,568	△962,059	15,660,891
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△669,753		△669,753
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,361,671		1,361,671
自己株式の処分		743		1,442	2,185
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	743	691,918	1,442	694,103
当連結会計年度末残高	1,563,620	1,470,505	14,281,486	△960,617	16,354,994

	その他の包括利益累計額				非支配分 株主持分	純資 産計 合
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 勘定調整 勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額		
当連結会計年度期首残高	714,244	△133	△56,910	657,200	14,510	16,332,602
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△669,753
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,361,671
自己株式の処分						2,185
株主資本以外の 項目の当連結会計 年度変動額(純額)	187,776	1,266	37,752	226,795	△3,362	223,432
当連結会計年度 変動額合計	187,776	1,266	37,752	226,795	△3,362	917,535
当連結会計年度末残高	902,021	1,133	△19,158	883,996	11,148	17,250,138

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 魚力商事株式会社
Uoriki America Inc.
Uoriki Seafoods, LLC
日本フィッシャリーサポート株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
 - ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 3社
 - ・主要な関連会社の名称 株式会社最上鮮魚
CP-Uoriki Co., Ltd.

当連結会計年度から新たに設立したCP-Uoriki Co., Ltd. を、持分法適用の関連会社を含めております。

- ② 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券の評価基準及び評価方法

市場価格のない株式等以外のもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、複合金融商品全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………当社は主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を、国内連結子会社は先入先出法による原価法を採用しております。

- 貯蔵品……………当社及び国内連結子会社は最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ、有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
- ロ、無形固定資産……………当社及び連結子会社は自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
- ハ、長期前払費用……………当社は均等償却をしております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ、貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ、賞与引当金……………当社は従業員の賞与の支給に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
- のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却することとしております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ、退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付見込額の期間帰属方法……………当社は退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異の費用処理方法……………数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定率法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ. 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

小売事業及び飲食事業 ……………一般消費者に対する鮮魚・寿司の販売及び寿司飲食店と海鮮居酒屋及び魚介類メインの飲食店の運営を主な事業として行っており、履行義務として識別しております。これらの事業については、店舗において顧客に商品を引き渡した時点又はテーブルサービスを提供した時点で、顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該引き渡し時点で収益を認識しております。

卸売事業 ……………食品スーパー、地域荷受業者、飲食店、その他国内外の商社等への商品の販売を主な事業として行っており、履行義務として識別しております。当事業については商品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務を充足し収益を認識しております。国内取引においては収益認識に関する会計基準の適用指針第98項を適用し、出荷時から商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には出荷した時点で、輸出取引においてはインコタームズで定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

取引価格は、約束した商品又はサービスの顧客への移転によって当社及び連結子会社が権利を得ると見込んでいる金額であります。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

社会経済活動の正常化及び本格的な物価上昇への順応、賃金引上げによる消費マインドの高まりにより、小売事業、飲食事業とも売上高が増加致しましたが、円安を含む魚価の高騰や人件費、物流費、エネルギーなど諸コスト増大の影響を受けており、固定資産の減損会計の適用の前提となる将来事業計画に重要な不確実性が含まれると判断しております。

- (2) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において減損損失142,289千円を計上しております。

- (3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは小売事業、飲食事業、卸売事業等を営むために、店舗設備等を保有しております。

各資産または資産グループについて減損の兆候があると認められる場合には、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値により測定し、将来事業計画により見積もられた将来営業キャッシュ・フローを使用しております。

- ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算定に用いた主要な仮定

小売・飲食事業におきましては、社会経済活動の正常化や継続的な賃金引上げの傾向などから消費マインドに一定の持ち直しが期待されますが、一方で、資源価格の上昇やこれらに起因する魚価の高騰、水道光熱費などの諸コストの増加等の業績を下押しする要因が生じており、これらの期待と反対方向に作用する要因も看過することはできず、今後の当社グループにおける業績への影響を見通すことは極めて困難であります。

当社グループは最善の見積りを行う上での一定の仮定として、国内においては、翌連結会計年度も当連結会計年度の状況が継続すると仮定して、事業計画に当該影響を織り込み、将来営業キャッシュ・フローの見積りを行っております。

- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

営業キャッシュ・フローが生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。このため、②に記載した主要な仮定については最善の見積りを前提としておりますが、今後の動向によっては、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

定期預金 6,759千円

※なお、これに対応する担保に係る債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,465,336千円

(3) 資産に係る減損損失累計額

連結貸借対照表上、各資産の金額から直接控除しております。

(4) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額 600,000千円

借入実行残高 ー千円

差引額 600,000千円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県（店舗設備等）及び青森県（事業用設備）

用途 店舗設備等及び事業用設備

種類 建物、工具器具備品、ソフトウェア、長期前払費用

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、あるいは継続してマイナスになる見込みであり、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。また、当社の連結子会社である日本フィッシャリーサポート株式会社において、解散決議を行ったため減損損失を認識し、事業用設備の帳簿価額を回収可能額まで減額いたしました。以上の経緯により、当該店舗設備等及び事業用設備の帳簿価額の減少額を減損損失142,289千円として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物81,050千円及び有形固定資産のその他に含まれる工具器具備品60,004千円、無形固定資産に含まれるソフトウェア152千円、投資その他の資産のその他に含まれる長期前払費用1,081千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、割引率は6.3%を用いておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスの場合には回収可能価額をゼロとして評価しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	14,620千株	一千株	一千株	14,620千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	667千株	一千株	1千株	666千株

(注) 自己株式の減少1千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月8日 取締役会	普通株式	334,864	24	2023年3月31日	2023年6月13日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	334,888	24	2023年9月30日	2023年11月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	390,703	28	2024年3月31日	2024年6月12日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に限定して運用することを社内規程で制限しております。資金運用については流動性を確保し、かつ元本の安全性の高い金融資産での運用を原則とし、資金調達については営業活動による現金収入確保と金融機関より借入れる方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。また海外で事業を行うにあたり生じる外貨建営業債権は、為替相場の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券に区分される株式や株式投資信託等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

ゴルフ会員権は、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、ほとんど3ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替相場の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る将来の為替相場変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及びゴルフ会員権について、取引先ごとの回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても内規に従い、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財政状況等を把握し、保有継続について定期的に検討を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に基づき管理本部長が経営会議の承認を得て行うこととしており、連結子会社についても内規に従い、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

現金及び預金、売掛金、支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	5,568,572	5,568,572	—
(2) 敷金及び保証金	1,345,147	1,343,730	△1,416
(3) ゴルフ会員権(*1)	4,500		
貸倒引当金(*2)	△250		
計	4,250	4,800	550
(4) デリバティブ取引(*3)	△10,214	△10,214	—

(*1) ゴルフ会員権は連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

(*2) ゴルフ会員権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,325,247	—	—	2,325,247
債券	—	—	—	—
その他	2,517,780	725,545	—	3,243,325
デリバティブ取引(*)	—	△10,214	—	△10,214

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	1,343,730	—	1,343,730
ゴルフ会員権	—	4,800	—	4,800

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

- ・上場株式、上場株式投資信託、上場不動産投資信託は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。
- ・株式・債券投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りに基づいた利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ゴルフ会員権

ゴルフ会員権は相場価格等により測定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2. レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表 (単位: 千円)

	当連結会計年度
	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
期首残高	500,500
純損益	△500
購入	—
売却・償還	△500,000
期末残高	—

(*) レベル3に分類される金融商品は、適切な権限者に承認された公正価値測定の方針及び手続に従い、担当部署が各対象金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。その結果は適切な責任者が承認しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

セグメント	売上高
小売事業	30,721,993
飲食事業	1,411,872
卸売事業	4,146,124
その他	64,868
顧客との契約から生じる収益	36,344,859
その他の収益	—
外部顧客への売上高	36,344,859

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(5) 会計方針に関する事項 ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項 ロ. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位: 千円)

顧客との契約から生じた債権	期首残高	期末残高
売掛金	2,773,760	3,405,737

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の認識の注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,235円44銭
(2) 1株当たり当期純利益	97円59銭

3. 計算書類

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	その他 資 本 剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,563,620	1,441,946	29,837	1,471,783	151,286	10,000,000	3,043,816	13,195,102	△962,059	15,268,446
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△669,753	△669,753		△669,753
当 期 純 利 益							1,353,514	1,353,514		1,353,514
自己株式の処分			743	743					1,442	2,185
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）										
当期変動額合計	—	—	743	743	—	—	683,761	683,761	1,442	685,946
当 期 末 残 高	1,563,620	1,441,946	30,580	1,472,526	151,286	10,000,000	3,727,578	13,878,864	△960,617	15,954,392

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	714,244	714,244	15,982,690
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△669,753
当 期 純 利 益			1,353,514
自己株式の処分			2,185
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	187,776	187,776	187,776
当期変動額合計	187,776	187,776	873,723
当 期 末 残 高	902,021	902,021	16,856,414

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、複合金融商品全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用……………均等償却をしております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金（前払年金費用）……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定率法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

小売事業及び飲食事業……………一般消費者に対する鮮魚・寿司の販売及び寿司飲食店と海鮮居酒屋及び魚介類メインの飲食店の運営を主な事業として行っており、履行義務として識別しております。これらの事業については、店舗において顧客に商品を引き渡した時点又はテーブルサービスを提供した時点で、顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該引き渡し時点で収益を認識しております。

取引価格は、約束した商品又はサービスの顧客への移転によって当社が権利を得ると見込んでいる金額であります。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

社会経済活動の正常化及び本格的な物価上昇への順応、賃金引上げによる消費マインドの高まりにより、小売事業、飲食事業とも売上高が増加致しましたが、円安を含む魚価の高騰や人件費、物流費、エネルギーなど諸コスト増大の影響を受けており、固定資産の減損会計の適用の前提となる将来事業計画に重要な不確実性が含まれると判断しております。

(2) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

当事業年度において減損損失137,131千円を計上しております。

- (3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載の内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

定期預金 6,759千円

※なお、これに対応する担保に係る債務はありません。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,456,480千円

- (3) 資産に係る減損損失累計額

貸借対照表上、各資産の金額から直接控除しております。

- (4) 保証債務

以下の関係会社の仕入債務に対し、債務保証を行っております。

魚力商事株式会社 27,626千円

- (5) 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 9,414千円

短期金銭債務 209千円

- (6) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額 600,000千円

借入実行残高 一千円

差引額 600,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高 67,630千円

営業取引以外の取引による取引高 72,563千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	667千株	一千株	1千株	666千株

(注) 自己株式の減少1千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	148,463千円
未払事業税	37,056千円
未払役員退職慰労金	7,344千円
関係会社株式評価損	23,295千円
減価償却超過額	310,814千円
その他	41,821千円
繰延税金資産小計	568,795千円
評価性引当額	△23,761千円
繰延税金資産合計	545,033千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△2,419千円
その他有価証券評価差額金	△397,721千円
その他	△504千円
繰延税金負債合計	△400,645千円
繰延税金資産の純額	144,388千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	魚力商事(株)	(所有) 直接 100.0%	役員の兼任	資金の貸付(注) 資金の返済	600,000 700,000	関係会社 短期貸付金	600,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,208円03銭
(2) 1株当たり当期純利益	97円00銭